

亀山市告示第181号

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第223号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 この告示は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市民間保育所等延長保育事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市民間保育所等延長保育事業補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市認可外保育施設の衛生・安全対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市認可外保育施設の衛生・安全対策事業費補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前

<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成30年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成30年度分の補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正)

第6条 亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年亀山市告示第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前

<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年度分の補足給付費の支給から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、令和2年度分の補足給付費の支給から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第7条 亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱の一部改正)

第8条 亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1</u> この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日以後に契約し、又は発注した新型コロナウイルス感染症対策支援事業について適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>2</u> この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日以後に契約し、又は発注した新型コロナウイルス感染症対策支援事業について適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱の一部改正)

第9条 亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱（令和5年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(亀山市民間保育所等障がい児保育環境改善事業補助金交付要綱の廃止)</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>3</u> この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(亀山市民間保育所等障がい児保育環境改善事業補助金交付要綱の廃止)</p> <p>[2 略]</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。